

提供日 2026/10/30
タイトル 地震防災強化月間がスタートします！
担当 危機管理部 危機情報課
連絡先 情報班
TEL 054-221-3694



防災を日常に ～「いつも」の暮らしが、地域を守る～

「地震防災強化月間」が11月1日からスタートします！

南海トラフ地震、相模トラフ沿いの地震などの地震・津波のほか自然災害の発生から生命を守り、被害を最小限にとどめるためには、県民一人ひとりが「自らの命は自ら守る」「自らの地域は皆で守る」を基本として、積極的に防災の役割を果たしていくことが重要です。

静岡県では、毎年11月を「地震防災強化月間」と定め、県及び市町が広報・啓発活動などを集中的に展開し、県民の防災意識の高揚を図るとともに、12月第1日曜日の「地域防災の日」を統一実施日として地域防災訓練を実施し、自助、共助による地域防災力の向上を図っています。

1 期 間

令和8年11月1日(日)～12月6日(日) (12月6日は「地域防災の日」)

2 取組スローガン

防災を日常に ～「いつも」の暮らしが、地域を守る～

3 実施項目

県及び市町は、期間中、家庭や自主防災組織、学校、事業所等における自助・共助の取組の促進に向けて、県ホームページに「実施項目参考表」を公開し積極的に実践できるよう事業展開を図ります。

<https://www.pref.shizuoka.jp/bosaikinkyu/sonae/earthquake/1086160.html>

<重点項目>

自助	<ul style="list-style-type: none">○「フェーズフリー」を意識した身の回りの防災対策の確認<ul style="list-style-type: none">・携帯トイレやローリングストックを活用した水・食料等生活物資の7日分以上の備蓄(猛暑対策グッズや風呂等での生活用水確保を含む)・災害への備えを特別なものとせず、普段の生活に溶け込ませることを意識した行動○新たな防災気象情報と避難行動に関する知識の習得<ul style="list-style-type: none">・警戒レベル5 特別警報、緊急安全確保、警戒レベル4 危険警報、避難指示、警戒レベル3 警報、高齢者等避難○令和8年熊本地震を踏まえた対応<ul style="list-style-type: none">・在宅避難、車中泊避難等における暑さ対策の確認・住宅の耐震化や、家具類・家電等の固定等の確認
共助	<ul style="list-style-type: none">○地域課題に対する改善策の検証<ul style="list-style-type: none">・女性や若者、外国人県民への地域防災活動への参加の呼びかけ(12月の「多文化共生月間」を踏まえた取組の推進)・防災に役立つ知識や技能を有する人材の活用(防災士、ジュニア防災士等の活用)・男女共同参画の推進や、若者、外国人県民、企業等の参画による組織体制の強化○「フェーズフリー」を意識した地域防災活動の実施<ul style="list-style-type: none">・防災訓練や地域防災活動に祭りや運動会などのイベント要素を付加○令和8年熊本地震を踏まえた対応<ul style="list-style-type: none">・猛暑時の避難所の運営方法や衛生対策・生活環境改善策の確認(簡易ベッド・パーテーション・簡易トイレ等の確保など)・女性や要配慮者等の多様な視点を取り入れた避難所環境や運営方法の確認

＜新規で追加した項目＞

自助	○国民保護に関する情報の知識の習得
共助	○地域特性に応じた災害リスクの把握や防災対策の普及促進

＜引き続き実施する項目＞

自助	○「わたしの避難計画」の作成及び点検 ○防災訓練など地域防災活動への継続的な参加 ○地震保険の加入や保険内容の確認 ○令和6年能登半島地震を踏まえた対応 ・火災防止対策の確認(感震ブレーカー、住宅用火災警報器などの備え) ・電気・ガス・水道・電話・交通機関等の被害の発生を想定した備えの確認
共助	○継続的な防災訓練、避難所運営訓練、自主防災活動の実施 ○令和6年能登半島地震を踏まえた対応 ・自主防災組織における情報伝達方法の確認 ・孤立が予想される地域における対応(住民が主体となったヘリポート開設訓練、通信手段の確認、給水訓練や炊出し訓練など)

4 県ホームページでの取組周知

- ・防災訓練と家庭内防災対策、地域における防災人材の活用を働き掛ける動画を掲載
- ・日常行動と防災行動を結びつけた「フェーズフリー防災」の取組事例を紹介
<https://www.pref.shizuoka.jp/bosaikinkyu/sonae/earthquake/1086160.html>

5 地震防災強化月間内の主な啓発活動・取組

詳細は、別紙「**地震防災強化月間における取組一覧**」を参照

6 地域防災訓練の実施

昭和58年度から毎年、「地域の特性に応じた防災体制の確立」と「県民の防災意識の高揚による減災の実現」を目的に、自主防災組織を主体とした地域防災訓練を実施しています。

本年は、令和8年12月6日（日）「地域防災の日」（12月の第1日曜日）を統一実施日として実施します。